

開催日：平成 15 年 9 月 2 日

会議名：平成 15 年第 3 回定例会（第 2 号 9 月 2 日）

○（橋本順造議長）

通告により、順次発言を許可します。

大伴雅章議員。

（大伴雅章議員登壇）

○（大伴雅章議員） おはようございます。

通告に従いまして、大きく 2 点について質問をさせていただきます。

朝一番でございますので、気持ちがさわやかになるような理事者の答弁をお願いするものでございます。

まず、1 番目といたしまして、今年の 3 月に市が策定されました地域健康福祉計画について、感想、意見、そして、今後の進め方について質問をさせていただきます。

まずはじめに、この計画は非常によくできた計画だとつくづく感じております。全国の市町村に先駆けて、社会福祉法の改正後、すぐにその法の 107 条の規定の趣旨にのっとり、策定作業に入られ、約 2 年の歳月をかけられ、市民参加の中、策定されたプロセス、そして、全国的に見ても、まだどこの市町村も提案していない地域健康福祉プラットホーム構想をはじめとする、斬新で具体的な内容等、どこをとってもすばらしい計画だと、理事者をはじめ関係各位に対し、まずは敬意を評するものでございます。

この計画は、その中の第 1 章 A の 1、つまり、第 1 章第 1 節に当たる計画策定の趣旨のところで、「長岡京市第 3 次総合計画の福祉・保健・医療に関する主要テーマである『だれもが安心して暮らせるまちづくり』等を踏まえ、だれもが安心して生きがいを持って生活できる地域社会を目指して、個別計画において共有する本市の健康福祉ビジョンを定めるとともに、本市において、市民とともに取り組み、健康福祉のあり方や方策を明らかにするため策定した」と記されています。

そして、A の 3 のところの項目では、計画の期間として、総合計画と同じ目標年度をあげられております。このことは、つまり、総合計画が平成 13 年 3 月策定でございますので、福祉・保健・医療の分野の補強だと解しますし、また、その分野の本市の進むべき、あるいは、あるべき姿を具体的に提示したものだとして理解しました。

次に、計画では、本市の取り巻く状況、そして、現状と課題を細かく分析され、基本的な考え方、そして、将来に向けた提案で、先ほど述べた地域健康福祉プラットホーム構想を記述されています。この構想は大きな 3 つの柱からなり、1 つはコミュニティの形成、2 つ目は自助、互助、共助、公助の支援システムの構築、そして、最後がボランティア活動促進システムの構築というもので、いずれも大切なものばかりでございます。

そして、各論ごとに、例えばお手伝いネットを設置するといったように具体的な手法も

述べられており、その完成度は高いものであると評価いたします。

さらに、続く第2章では、施策の展開という項目で各論を4つあげ、その中の具体的事象について、どうしていくのかということを中心に分析し、それぞれ最後の言葉として、「努めます、図ります、検討します、支援します、確立します、取り組みます、強化します、追及します、進めます、働きかけます、求めます」等々の前向きで能動的な語句が羅列されています。

そして、第3章では、それぞれの施策ごとに年次目標があげられています。

これでパーフェクトです。福祉でまちづくりをしていくんだという意気込みを大いに感じさせるには十分な計画だと思います。

あとは、この計画を市としてどう進行管理していくかということと、下位計画を充実させることで、計画に近い形でどう実現させていくかが課題だと思います。つまり、理想、あるいは、あるべき姿のレールがひかれたと私は認識しており、このレールの上を走る機関車をどう走らせるかにかかっています。

幸いなことに、この機関車は走るのに余り石炭は食いません。工夫すれば非常に安く走れるようなレールになっています。今、まさに発車するところです。発車のベルを鳴らすのはもちろん市長さんですが、発車前の点検をするのは庁議メンバーの方々だと思います。燃料の補給計画は大丈夫か、優秀で専門性の高い乗務員の配置はされたのか、一緒に乗っていただく方への呼びかけはできたのか等々です。

そこで、質問です。

まず、市長さん、全国どこへ行ってもこんなよくできた計画は現時点ではありません。大いに胸を張って計画の実施に向けて発車ベルを鳴らしてください。市長さんの号令の大きさによってその後の機関車の走り方が違います。大きな声で発車と言っただけのですね。

次に、助役さん、就任されて、まだ余り時間が経過していませんが、引き継ぎされたと思いますし、熟読されたことでしょう。客観的でも構いませんので、この計画に関しての率直な御感想をいただきたいと思います。

本来、まちづくりに関する計画ですので、すべての庁議メンバーの方に関係する事項が記載されておりますが、特に大きな問題に関してのみ質問いたしますので、それぞれの担当部長さんから御答弁をお願いいたします。

企画部長さん、私自身はこの計画を実現するためには、先ほども申し上げましたように、大きな箱ものもないことをございますし、財政的には決して不可能ではないと判断していますが、いかがですか。

総務部長さん、この計画のポイントは人だと思っています。この計画を進めるに当たって適材適所の配置に努力していただけますか。さらに、自治会をはじめ、NPO、市民活動サポートセンター等に対する意図を持った誘導が欠かせないものだと思いますが、具体的にどうお考えでしょうか。

教育長さん、地域の教育力を高めていくのは教育委員会の使命です。このこととかかわって、この計画をどのようにお考えですか。

環境経済部長さん、ごみの問題をはじめ、地域の生活に密着した部署ですね。この計画の理念を御自身の管轄のセクションに対しどのように通達されましたか。

建設部長さん、2年前の決算委員会で私が提案させていただきましたバリアフリーよりユニバーサルデザインの理念をという考え方が、この計画ではまさしくそのとおり記述されています。このことを受けて、ハード面でのこれからの取り組みはどのように変わっていきますか。

最後に、健康福祉部長さん、この計画を策定されるのに、担当部長としていろんな御苦労、御心労があったにもかかわらず、これほどまでの計画を策定されたことに関し、まずもって敬意を評します。担当部長として、この計画を進めていくための一番の隘路は何ですか、率直なところをお聞かせください。

以上、第1番目の質問です。

次に、福祉施策の各論ですが、市として、過去からの責任問題であるところの乙訓福祉会の借地問題について、質問させていただきます。

これまでも、たびたび多くの議員諸氏が、来年の11月で契約が切れるというこの問題を取り上げ、質問なされてきたことは承知の事実であります。今回は、この乙訓福祉会の誕生する以前から、そして、誕生のとき、そして、10年の借地契約が切れ、5年延長を行政が決断したとき、それぞれ行政の責任者の1人として、その現場に立ち会った経験を持つ者として、過去の経過、現状、そして、進むべき道筋を自戒の念も含めて、提案、質問させていただきます。

御承知の方は多くおられると思いますが、この問題を語るときには過去の経過をいま一度確認した上で質問いたしたいと思います。

乙訓福祉会の前身は、昭和40年、今から約38年前に誕生いたしました。その当時は障害児対策も少なく、ほとんどの障害児が家庭に取り残され、親子ともどもなすすべもなく毎日を送っておられました。そんな中、重度の脳性麻痺を持つ1人の母親の呼びかけがきっかけとなって、その年の9月に乙訓障害者父母の会の前身である乙訓肢体不自由児父母の方が結成されました。この会の目的は、子供を治療、訓練し、保育、教育してくれる母子通所の施設を乙訓地域に建ててもらおうよう要求していくことでした。

当時、施設といえばほとんど収容施設でしたが、地域社会の中で自分たちの力で子供を育てながら通える施設を目指されたことは、行政をはじめ各方面から注目を浴びました。

この会の初めての成果は、どんな重症児も拒まない学校をつくってほしいという要望を府に対して行い、このことを受けて、昭和42年に本市の井ノ内に府立の養護学校を開校させたことあります。

さらに、養護学校の幼稚部を併設との運動を展開なされ、1年後の43年には、学齢未満の肢体不自由児の治療、訓練、保育を行う母子通園施設 向日ヶ丘養育園が養護学校の敷

地内に開設されました。これにより、肢体不自由児の療育、就学問題は一步前進しましたが、知的障害の子供たちがまだ取り残されており、学齢未満の知的障害児が母子で通える施設をぜひ地元につくってほしいと要望されました。このことを受けて、二市一町が療育園の一部を借りてポニーの学校を昭和46年に開設し、16人の母子が週1回通えるようになりました。さらに、50年の4月には、定員60人の府下では初めての独立施設が本市の今里に誕生いたしました。

この時代になって、ようやく地域の公立及び私立保育園や小中学校が障害児を受け入れる体制も次第に整い、54年には養護学校も義務化になり、在宅の障害児をなくそうという父母の会の切実な願いが達成されてきました。

しかし、障害児が学校を卒業してからの生活の場はまだ何もなく、父母の会の新たな目標として、生業生活施設づくりの取り組みが強化されてきました。

この取り組みは、さきに述べた障害児の取り組みと並行して行われており、昭和45年に府に要望書を出したのを皮切りに、乙訓市町会、乙訓二市一町議長への生活生業施設建設の協力要請書、請願書を出されてきました。このことを受けて、昭和50年6月議会で、二市一町のそれぞれの議会で請願書が採択され、柳谷の楊谷寺のあっせんで約3,000坪の土地を無償提供していただくまでの話が進み、施設建設に必要な法人化の定款もでき上がったところで、造成が極めて困難、飲料水の確保も困難との理由で断念をせざるを得ない状況になってしまったのであります。

しかしながら、障害児は学校卒業後、また在宅になり、せっかく体験した訓練も集団生活もだんだん後退してきます。そんな現状を前にして、暫定対策として共同作業所をつくることになり、民秋向日市長のあっせんで、向日市上植野に約750平米の土地を5年間無償で借りられることとなり、さらに、不要になった中学校のプレハブも無償貸与され、建設が決まったやさき、その土地の付近の方から建設反対の声が上がりました。しかし、粘り強く話し合いを持つことで、何とか昭和53年4月に重度身体障害者通所施設心身障害者共同作業所・乙訓の里が開所いたしました。設置主体、運営主体は、ともに乙訓障害者父母の会であります。

しかし、57年には借用期限が切れるので、乙訓二市一町のあっせんで本市の勝竜寺長黒の乙訓環境衛生事務組合の土地、つまり、現在のところに移転いたしました。

これからの約10年が無認可での共同作業所の生活でした。保護者は、毎日、入所者とともに付き添い通所し、子供たちとともに和紙ダンス、牛乳パックのはがきづくりなどの作業をしながら、拠出金として月2万5,000円、通所費として2,000円から1万円の負担をしながら、法人化への地道な運動を展開されてきました。

ちょうどその時期、昭和61年度に私は新米の社会課庶務係長として、上司の命を受けて、毎週土曜日の午前中、乙訓の里に行き、作業をしながら、涙ながらに自分たちの悩み、夢、怒りを重度の障害を持った保護者の方々から聞かされましたし、重度の障害を持っていても、できる場所を使って可能性に挑戦し、生きる喜びと自信を持ち、ひたむきに作

業をし、人間らしく生きていくという障害者の方の姿に感銘を受けたのです。

その明るる年の62年8月に開催された乙訓市町会定例会で、障害者福祉職員による乙訓地域の重度心身障害者に対して、施設福祉対策の計画を立案する指示が出され、10月に市町会事務局長をチームリーダーとして、乙訓の里の運営委員長さんや施設長さんを含めた二市一町の担当部課長、係長、16名によるプロジェクトチームが発足いたしました。私も、その16人の中の1人として参加いたしました。そして、約3年弱の歳月をかけて法人化への道に進んだわけでありました。

この中で問題点は多々ございましたが、やはり土地と財源の問題がやはり大きく我々の前に立ちふさがりました。まず、土地ですが、新たに購入したり借地を探すのは、いろいろな手だてをしたのですが、困難でした。そこで、最終的には、共同作業所として使用している乙訓環境衛生事務組合の埋め立て用地のうち、約2,500平米を乙環から借地して行うことにして、乙環の議会に決定をゆだねました。議会において何度も議論をしていただきましたが、論議が分かれ、臨時議会を開催して採決の結果、4対4の同数になり、議長採決で決定いたしました。この当時から、障害を持つ方が生活するにふさわしい土地であるかどうか論議の焦点でした。現地に行かれた方はすぐわかるのですが、上に新幹線、後ろはごみの埋立地、地域といっても周囲1キロメートルは民家なし、あるのは汚れた川と工場ばかり、台風が来て川があふれ、浸水したこともたびたびあったという土地ですから、正直申し上げて、もう少し困難はあるにしても、土地の確保について頑張れなかった自分自身が悔やまれます。行政の先送り体質を実体験いたしました。

次に、財政面ですが、最終的には、施設の建設費のたらずまいを当時の運営委員長が3,000万円の私財を提供されるということで資金繰りができました。これらのことにより、平成2年2月6日に法人設置許可が下り、乙訓福祉会は設立され、同年10月1日に現在地に身体障害者通所授産施設「乙訓の里」、精神薄弱者、現在は知的障害者通所更生施設「乙訓学園」として開園に至ったわけでありました。

しかし、土地の借用期間は、プロジェクトチームの段階では、当時、五十棲市長が平成元年に議会答弁されたように、20年から25年を想定していたにもかかわらず、乙環との契約段階で10年になってしまいました。したがって、平成11年度にも、今と同じ問題が生じたのでございます。このときの行政窓口が社会福祉課長の私でございました。今、思い出しますと、いろいろな議論はいたしましたけれど、結果においては問題の先送りと言われても仕方がない、再度5年間の延長でした。そして、今、来年の11月で契約の切れる借地問題です。通所する当事者の方や保護者の方は、来年の12月以降、園が存在するのかどうか心配で夜も眠れないそうです。

ここで、少し問題を整理しますと、1つは、現在、乙訓福祉会に貸している土地が、障害者が生活するのにふさわしいかどうか。また、貸主側がいつまでなら貸してくれるのかわかるかどうか。次に、じゃあかわりの土地が調達できるのかわかるかどうか。できないなら、だれが責任を持ってこのことを何らかの手段で解決するのかわかるかどうか。また、そのときの役割はどうな

のかに集約できると思います。

1つずつ点検いたしますと、まず、土地は障害者にとってベターではありません。乙環も都合があるでしょう。まずは早急に話し合いを持って、その年月を確定さすことだと思います。かわりの土地を購入するのは、今の財政状況ではなかなか困難でしょう。かといって、先送りはもうできない状況だと思います。

そこで、提案します。

当事者の乙訓福祉会としては、法人の中で土地問題検討委員会を6月に立ち上げられ、法人として最大限の努力をしなければならぬことは何なのかということ为主要テーマに、議論、研究を始めておられます。そこで、歴史的経過からしての一方の当事者である行政内部でも、ぜひ二市一町合同での乙訓の障害者施設をどう進めていくのかという研究チームを、以前のプロジェクトチームのように早急に立ち上げていただくことはできませんでしょうか。その中で、単に乙訓福祉会の借地問題だけでなく、実質、二市一町立の若竹苑の民営化の問題等を議論する中で光明が見えてくるのではないのでしょうか。

具体的に申すならば、公立なのに、しかも、比較的障害の軽い人を通所させて、本来、そこが実施するのが一番ベストのはずの身体障害者生活支援センターや地域療育等支援事業をも受託の希望もせず、他の民間や無認可の施設が障害の重い人を抱えながら、少々無理をしてまでグループホームを積極的に導入したのにもかかわらず、対象者が多くいるのに、そのグループホームの取り組みも行わないようなところに、同じ二市一町の市民であるのに、1人当たりの所要額は無認可や法人の何倍かを要しているといった、明らかに障害者施設福祉における税の使われ方の不公平感を生んでいる現状も、合併とか統合とかいう手法で解決できる部分もあるのではないかと思うところであります。

また、保育所運営に民間参入が認められたように、特区申請によって良質な他の経営母体、例えば医療法人とかの誘致とか、今まで考えつかなかったことも知恵を絞って考えていただきたいと思います。

施設にしても、へんぴで人里離れたところでなく、それこそ、地域の真ん中で考えていただきたいし、そのためには、学校の余裕教室等も含んでの二市一町の中の府立の施設も視野に入れた公立の建物を考えに入れるとか、いろいろと知恵を出していただきたいと存じます。そのためにも、市長さん、二市一町の首長さんに呼びかけて、早急に検討チームを立ち上げていただけないでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○（橋本順造議長） 小田市長。

（小田 豊市長登壇）

○（小田 豊市長） おはようございます。

大伴議員の御質問にお答えをいたします。

地域健康福祉計画についてですが、議員も御承知のとおり、平成12年6月に、これまでの社会福祉の仕組みを抜本的に見直す社会福祉基礎構造改革の理念を具体化した社会福祉事業法等の一部改正等が行われました。中でも、社会福祉法に盛り込まれました地域福祉の推進は、これからの福祉の方向性を示すキーワードとなっています。それだけに、私は本市における地域健康福祉計画の策定を重視をまいりました。そして、今回、地域健康福祉推進委員会に市民公募委員の新たな参加を得ながら、検討・協議を行っていただきますとともに、市民や当事者に対するアンケート調査や専門職等のヒアリング調査を実施する中で、長岡京市地域健康福祉計画の策定を見たところであります。

この計画では、これまでの健康福祉分野における個別計画を統合して、市民の年齢や性別、障害の有無に関係なく、総合的に福祉サービスを提供することによりまして、今後、一層地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、この計画は、単に行政計画としての側面だけではなく、自助・互助・共助・公助を踏まえる中で、市民の方々自らが直接取り組んでいただく計画としても位置づけをいたしております。

計画の策定当初から、市民の方々のより主体的な参加・参画が不可欠とされてきたのも、そのゆえんであります。

この計画が、真に市民のための計画として機能していくには、本計画が提案をする地域健康福祉プラットホーム構想も含めて、地域の特性に合わせたコミュニティ形成について、さらなる検討や取り組みが必要であると考えております。したがって、行政の取り組みの方向としては、大きくゴーとかけ声を上げる一方で、市民の方々には、さらなる地域活動の展開をお願いするものであります。

次に、乙訓福祉会の借地問題についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、社会福祉法人乙訓福祉会は、平成2年10月1日に現在地で開設をされ、この10月で13年を迎えますが、乙訓福祉会の土地の借地契約は平成16年11月30日までとなっているわけでございます。乙訓福祉会の歴史を振り返って忘れてはならないのは、その前身であります心身障害者共同作業所「乙訓の里」を経て、御苦労の末、法人化にこぎ着けられ、土地の問題も、開設当初から大変御苦労をされているということでございます。

このような経過を十分踏まえます中で、土地問題につきまして、乙訓二市一町をはじめ乙訓環境衛生組合及び乙訓福祉会とも早急に協議を進めまして、方向性を打ち出してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

なお、その他の御質問につきましては、助役、教育長、関係部長から答弁いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○（橋本順造議長） 小林助役。

(小林眞一助役登壇)

○(小林眞一助役) 大伴議員の第1番目、地域健康福祉計画についての御質問のうち、計画に関する感想についてお答えいたします。

私は、この地域健康福祉計画の策定作業にはかかわっておりませんが、助役として、改めて計画書を読みまして、本市における地域健康福祉の課題をしっかりと押さえた上で、それらの課題解決に向けて、地域健康福祉プラットフォーム構想をはじめ、具体的で実効性に富んだ多くの提案がなされており、私が申し上げるのもどうかと存じますが、大変よくできた計画であると思っております。

今後、この計画を着実に推進することによりまして、「だれもが安心して生きがいを持って生活できる地域」をつくっていけるよう、精いっぱい取り組んでまいりたいと存じます。

以上、私からの答弁といたします。

○(橋本順造議長) 芦田教育長。

(芦田富男教育長登壇)

○(芦田富男教育長) 私からは、大伴議員の質問でございます、地域の教育力を高めていくのは教育委員会の使命です。このことにかかわって、地域健康福祉計画をどのように考えているのかについてお答えいたします。

健康文化都市を目指す本市にとって、すべての市民は1人1人の命が大切にされ、ともに生きる中で健康で心豊かに暮らせる社会の形成を目指す計画であり、本市の教育が目指している教育の目標と違えるものではないと考えております。

こうした意味から、教育委員会としても「豊かなふれあいを育てるまちづくり」を目指し、学校教育はもとより、社会教育の分野においても、その充実、発展に努めているところでございます。

具体的には、生涯学習の一環として、児童・生徒のボランティア活動、体験をはじめ、各種団体やリーダー支援、そして、福祉教育の推進、さらに、地域に開かれた学校づくり等の事業を実施しております。これら事業は、地域社会、福祉関係機関及び関係者等の強い連携のもとで展開をしているところでございます。

また、地域住民の意向を反映した学校運営を行うためにも、学校評議員を活用し、御意見を賜り、学校運営に努めているところでございます。

これらの地域健康福祉計画が目指す健康文化都市の創造に大いにかかわっている事業として、今後も積極的に充実・推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○(橋本順造議長) 山本企画部長。

(山本和紀企画部長登壇)

○(山本和紀企画部長) 大伴議員の御質問の第1番目、地域健康福祉計画について、お尋ねの点につきまして、私の立場からお答えを申し上げます。

計画実現に向けての財政的な問題についてお尋ねであります。御承知のとおり、この先、相当厳しい状況が待ち構えておまして、今後はあらゆる事務事業の徹底的な見直しを行い、限られた財源の重点配分を心がけていかなければならないと思っております。

地域健康福祉計画が策定され、本市の進むべき方向が示されましたが、今後はあるべき姿に沿って、福祉、保健、医療の各分野で、効果的、効率的に施策を展開していく必要があると考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、市の財政状況は厳しい状況にあり、緊急性や費用対効果等を総合的に勘案しつつ、施策を選択していくことが求められております。

議員がおっしゃるように、創意工夫を凝らしながら、できる限り、石炭を食うことなく、本計画の着実な実現に向けて機関車を走らせてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上、私からの御答弁とさせていただきます。

○(橋本順造議長) 蓑島総務部長。

(蓑島 潔総務部長登壇)

○(蓑島 潔総務部長) 大伴議員お尋ねの、地域健康福祉計画の実現に向けての認識とございますか、心構えにつきましてお答えいたします。

計画を進めるに当たっての職員の配置であります。その時々組織において人的資源をいかに活用するか、また、個々人の能力を最大限発揮できるように人員配置をするかは人事の要諦と考えております。

また、当該計画の実施に関して、定数管理のもと、適正な人材配置に努めるべきであると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、団体に対する意図を持った誘導に関してでございますが、あくまでも団体の自主性、自律性を尊重しつつ、多様な活動の活性化を図ることで交流を深め、地域課題の発掘と共有化を図り、自らの意思と力で課題を解決する力を市民に持っていただくよう支援していくことを基本にしております。

このことが、「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち」を実現するための地域健康福祉プラットフォーム開設につながると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○（橋本順造議長） 山本環境経済部長。

（山本 勝環境経済部長登壇）

○（山本 勝環境経済部長） 大伴議員の1点目、地域健康福祉計画の理念を管轄のセクションに対しどのように通達したかとお尋ねについて、お答えいたします。

地域健康福祉計画の基本理念であります「だれもが安心して暮らせるまちづくりーふれあい、わかりあい、支えあいのまちながおかきょうー」の推進に当たって、環境経済部といたしましては、環境、ごみ、食糧、エネルギーなどの問題をはじめ、地域経済、雇用、生活の質の改善などの課題があります。

また、広い意味で環境と福祉の結びついたまちづくりが必要であり、環境と福祉を結びつける発想が大切であると言われていたるところであります。

これからの時代は、少子高齢化の時代にも対応した持続可能なまちづくりを考えていかなければならないと思っております。

以上のような視点に立って、環境経済部の所管分野におきましても、地域健康福祉計画の推進に努めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○（橋本順造議長） 村山健康福祉部長。

（村山美智子健康福祉部長登壇）

○（村山美智子健康福祉部長） 大伴議員の第1番目、地域健康福祉計画についての御質問、計画を進めていくための1番目の、隘路は何かについてお答えいたします。

当該計画を推進するに当たって、難しいと思うことをあえて挙げさせていただくとすれば、市民参加・参画の問題であり、連携、ネットワークのありよう、新たなるシステム等の開発に係る問題ではないかと考えております。

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、家族形成も変化している中であって、これまで以上に地域コミュニティの形成は必要不可欠になっております。

地域に存在する社会資源や機能等を効果的に活用しながら、社会福祉協議会や各社会福祉施設等と十分に連動を図り、これまで以上に地域福祉の推進に努めていかなければなりません。そのためには、市民の方々のさらなる主体的な参加・参画は重要なカギとなっており、改めてその促進に向けた取り組みの必要を感じているところであります。

また、人々が地域生活を送るためには、数多くの分野とのかかわりを持っていますが、その1つ1つが複雑多様化しています。多くの関係機関等が連携して取り組んでいくことの必要性があります。

ネットワーク機能やコーディネート機能の充実が必要であります。そして、さらには、市民の方々が各種のサービスを受けていただくためには、相談業務や情報提供、権利擁護

事業、苦情処理等々の問題について、新たなシステム化も視野に入れた調査・研究等を重ね、一定の方向を見出していくことが必要となっております。

計画の実現には相当の時間を要し、地道な歩みとなりますが、今後とも市民の方々の御理解を十分いただきながら、福祉のまちづくりに向け、これらの課題解決に努めてまいりたいと思います。

2番目の、乙訓福祉会の借地問題についての研究チームの立ち上げについてお答えいたします。

二市一町合同で乙訓の障害者施設をどう進めていくかという件についてでございますが、平成15年度に入り、乙訓障害者福祉担当課長会議及び乙訓社会福祉事務協議会障害福祉部会において、乙訓地域における障害者施設整備について、協議、検討をしております。そして、7月の31日に開かれた乙訓市町会でその結果を報告をしております。

その要旨は、1点目、障害者施設整備の現状と視点、2点目、施設整備をめぐる問題点と課題、3点目、今後、乙訓地域に必要な障害者施設整備といったあたりでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、今後、中・長期的に乙訓地域における障害者施設のあり方について検討していかなければならない課題が多く、乙訓社会福祉事務協議会障害福祉部会を中心にさらに議論を重ねながら、研究チーム立ち上げについても協議をしておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○（橋本順造議長） 井上建設部長。

（井上政明建設部長登壇）

○（井上政明建設部長） 大伴議員の1番目、地域健康福祉計画の今後の進め方についての御質問で、私にいただきましたユニバーサルデザインの理念を受けて、ハード面での今後の取り組みがどのように変わっていくのかについてお答えをいたします。

本計画の第2章、基本計画施策の展開におきまして、住民の生活支援の充実として、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの推進がうたわれております。その各論の中で、すべての市民の生活の支援の充実、特にハード面を担う道路交通環境、生活環境、住環境の改善、充実を図り、推進していくことは大変重要で、大きな燃料が伴う部門であると認識をいたしております。

御承知をいただいておりますように、平成14年度に障害者の方々、高齢者の方々など、当事者の皆様だけでなく、地域の方々や事業者など関係者の御参画をいただきまして策定をいたしました長岡京市交通バリアフリー基本構想につきましては、2年前の決算委員会でも御提案をいただき、お答えさせてまいりましたとおり、それらを踏まえた地域健康福祉計画と理解をいたしております。

御質問のハード面の取り組みにつきましては、既に生活環境面では、コミュニティ道路

の整備に代表されますように、身近な生活道路の維持、修繕、また、放置自転車、はみ出し看板など、それらの視点でできるところから既の実施をしてきております。

交通環境面では、交通バリアフリー構想の具体化に向けまして、府道、市道の道路管理者が連携を図りながら、特定経路の一体的な整備を目指しまして、計画の作成を進めております。

基本構想策定の折に御参画をいただきました当事者の皆様の御意見を、より具体化の実施計画に生かすため、仮称ではありますが、交通バリアフリー推進連絡委員会にも御参加をいただきまして、重点整備地区の計画づくりを進めていくことといたしております。

一気にはまいりませんが、「歩きたくなるまちづくり」は、ユニバーサルデザインによる福祉でのまちづくりとの認識に立っての環境整備ととらまえまして進めてまいりたいと考えております。よろしく御支援をいただきますようお願いをいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

○（橋本順造議長） 大伴雅章議員、再質問ありますか。

大伴雅章議員。

（大伴雅章議員登壇）

○（大伴雅章議員） 2点について、お伺いあるいは要望したいと思います。

まず、福祉会の借地の問題、市長答弁だけでは少しどうかと思っておったんですが、部長さんの答弁で具体的なことが出てきたので、ほっとしたわけですが、いずれにしても、御承知のとおり、二市一町、かなり温度差がございます。そういう意味で、やはりリーダーシップをとるのは我が市ではないかというふうに思っております。ぜひそのところ、市長さん、市町会の中で強くリーダーシップを発揮していただいて、しっかり検討チームでやれというふうな、これも号令をぜひかけていただきたいというふうに、要望いたします。

もう1点、地域健康福祉計画について、各それぞれのセクションの長の方から、非常に前向きな御答弁をいただいたわけですが、1カ所だけ、少し私の質問が誤解されていたようでございますので、若干訂正を込めて説明をいたします。

総務部長さんなんですが、やはりこの計画は、私は成否は人にかかっていると、先ほども申し上げましたように思っております。ところが、答弁は、定数管理云々かんぬんということで御答弁なされたんですが、私は、多くの人を採用しなさい、あるいは、多くの人を配置しなさいという意図では決してございません。つまり、例えば、長岡京市にはほかの市にない専門職の方がたくさん採用されておられます。理学療法士であるとか、作業療法士であるとか、あるいは、優秀な保健士さんとか看護師さんとかがおられるわけですが、いわゆる下に「士」がつく「さむらい集団」と専門用語では言うておるんです

が、ほかに社会福祉士さんも採用されておられます。これは総合職として採用されておられますので、専門職として採用されておる方、例えば、作業療法士さん、理学療法士さんが税務課に行くと、こういうことはあり得ないわけですが、総合職で採用されているがために、一定年限、例えばほかに異動さすというルールがあるそうでございますけれど、やはりそのあたり、きちんとやっぱりその方の希望がどうなのか、その人の資質がどうなのかということはもちろんですが、だれが見ても非常に社会福祉士という「士」、専門職でございます、そこにふさわしい人であるならば有効に使っていただきたいというのが、具体的には適材適所という意味でございますので、決して人を増やせと、採用せえと、そこに多く配置せえと言っているのではないということだけ、誤解をせずに理解をしていただきたいというふうに思います。

以上、要望といたします。

以上でございます。

○（橋本順造議長） 大伴雅章議員の質問を終わります。